



くわしくは 税務課 ☎21-5113

# 市県民税の 扶養控除が 改正されます

所得税の扶養控除は、平成23年分  
からすでに改正(廃止・変更)されて  
いますが、市県民税の扶養控除につ  
いても平成24年度分から次のとおり  
改正となります。  
なお、16歳未満の扶養親族は所得  
控除の対象にはなりません。市県  
民税の均等割の課税・非課税の判定

年 齢	所得控除額(万円)		備 考
	市県民税	所得税	
16歳未満	0	0	廃止※
16～18歳	33	38	上乗せ部分の廃止
19～22歳	45	63	
23～69歳	33	38	
70歳以上	38(45)	48(58)	同居老親等の場合は( )内の数字

などに影響する場合があります。確  
定(市県民税)申告や年末調整の際に  
16歳未満の扶養親族の記載をしてい  
ない方は、税務課までご相談くださ  
い。  
▽改正点  
①16歳未満の扶養親族に係る扶養控  
除が廃止されます。

※16歳未満の扶養親族の取り扱い  
○16歳未満の扶養親族は所得控除の対象にはなりません。市県民税の所得  
割・均等割の課税・非課税の判定基準や特別寡婦の要件となります。  
○16歳未満の扶養親族の障害者控除は、今までどおり所得控除の対象にな  
ります。  
○税制上の扶養親族(および扶養親族数)が関係する制度(行政サービス)など  
に影響する場合があります。

②16～18歳の扶養控除の上乗せ部  
分の12万円(所得税の計算では25  
万円)が廃止され、扶養控除の額  
が33万円(所得税の計算では38万  
円)になります。

年末調整や確定申告などにお  
いて、16歳未満の扶養親族を記  
載していない方は、次の点に注  
意して、16歳未満の扶養親族名  
などを記載した「市県民税申告  
書」を税務課へご提出ください  
(市県民税申告書の用紙は税務  
課窓口にあります)。  
▽注意点  
注意1：所得が38万円を超える  
方は、税制上の扶養親族にで  
きません。  
注意2：他の親族の扶養親族に  
なっている方は、扶養親族に  
できません。  
例えば子の場合、父・母両  
方の扶養親族とすることはで  
きません。どちらの扶養親族  
とするかは、家族で相談の上、  
申告書に記載してください。  
注意3：事業専従者に該当する  
方は、扶養親族にはなれませ  
ん。  
なお、16歳以上の扶養親族  
についても同じです。

## 市税・保険料の納期限内 納付にご協力ください

教育や福祉・医療の充実、生活環境の整備など、市のさまざま  
な事業には、税金や保険料が使われています。  
住みよいまちづくりのために、納期限内の納付にご協力ください。  
なお、納期限は左表のとおりです。

▶平成24年度 市税などの納期限一覧◀

種目 納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
5月31日	随時 (6期)	1期	1期	随時 (10期)	随時 (10期)	随時 (10期)
7月2日	1期					
7月31日		2期		1期	1期	1期
8月31日	2期			2期	2期	2期
10月1日				3期	3期	3期
10月31日	3期			4期	4期	4期
11月30日				5期	5期	5期
12月25日		3期		6期	6期	6期
1月31日	4期			7期	7期	7期
2月28日		4期		8期	8期	8期
4月1日	随時 (5期)			随時 (9期)	随時 (9期)	随時 (9期)

※最終納期限の後に納税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。

くわしくは  
収税課  
☎21-5103

### 納付できる場所

- 市の窓口：収税課、足利銀行市役所出張所、各総合支所、各支所・出張所、市民サービスセンター
- 金融機関：足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合
- コンビニエンスストア(市税のみ)：納付できるコンビニは、納付書の裏面に記載してあります。納期限内に限りです。
- 納税額が30万円以上の場合、コンビニでの納付はできません。
- 介護保険料および後期高齢者医療保険料は、コンビニでの納付は、できません。

### 口座振替推進キャンペーンを実施します

- 口座振替のメリット
- ・納期ごとに納めに行く手間が省けます。
- ・ご希望の口座から自動的に引き落としになるため、納め忘れがありません。
- ・キャンペーン期間中に申し込まれた方に、粗品を差し上げます。ぜひ、この機会に申し込みください。

- 期間：5月1日(火)～7月31日(火)
- 対象となる方：平成24年度中に次の対象種目に賦課があり、現在口座振替を申し込んでいない方
- 対象種目：市県民税、固定資産(都市計画)税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- 利用可能な金融機関：足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合、ゆうちょ銀行
- 申込窓口：収税課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所、市民サービスセンター
- 持参するもの：
  - ・口座振替依頼書(申込窓口にあります)
  - ・預金通帳
  - ・通帳印
  - ・納税通知書(納付書)

